

「日野市路上喫煙禁止条例」(素案)に関するパブリックコメント実施要領

1. 意見募集の案件

「日野市路上喫煙禁止条例」(素案)

2. 意見募集の理由

令和2年(2020年)4月1日より『改正健康増進法』及び『東京都受動喫煙防止条例』が全面施行され、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となりました。また、喫煙が可能な場所であっても喫煙をする際には周囲に配慮する義務があることから世間での受動喫煙に係る健康意識が高まっています。

加えて、現在多摩地域では分煙環境の整備が進んでおり、多摩26市中、20市がたばこに関する条例を制定しております。日野市においても路上喫煙による苦情や相談の増加や、分煙環境整備に関する請願の採択など条例制定への要請が高まり、たばこを吸う人と吸わない人が共存する社会の形成が求められています。

世間の健康意識や他市の状況等を踏まえ、早急に路上喫煙禁止条例を制定する必要があると考えます。

この度「日野市路上喫煙禁止条例」の素案がまとまりましたので、これを広く公開し、皆様の意見を募集します。

3. 意見募集期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火) (必着)

4. 意見提出先

以下のいずれかの方法で意見書に「意見記載事項」を記載したうえで、令和6年4月30日(火)までにご提出ください。

(1)持参の場合

日野市 環境共生部 環境政策課 環境保全係に直接お持ち込みください。

住所:日野市神明1-12-1 日野市役所本庁舎 3 階

※受付は土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までとなります。

(2)メールの場合

本文に下記必要事項を記載したメールもしくは意見書を添付したメールを送信してください。

件名:「「日野市路上喫煙禁止条例」(素案)に関するパブコメ意見」と記載。

本文:「意見」及び「意見記載事項」を記載。

【送信先】

kankyo@city.hino.lg.jp ※URL 等への直接リンクによる意見は受付できません。

(3) 郵送の場合

封書に意見書を入れ、下記へ郵送してください。なお、表面に「「日野市路上喫煙禁止条例」(素案)に関するパブコメ意見」と記載をしてください。

※郵便料金は意見提出者の負担となります。

【郵送先】

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所 環境政策課 宛

(4) FAX の場合

意見書を下記の番号へ送信してください。

FAX:042-581-2516

5. 意見記載事項

(1) ご意見、氏名(団体名)、住所を明記してください。

(2) 日野市に在勤、在学の方はその名称及び所在地も記入してください。

(3) 上記の(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手の続の対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由をご記入ください。

6. 資料の入手方法

「「日野市路上喫煙禁止条例」(素案)に関するパブリックコメント」は令和6年4月1日(月)より、次の方法で入手することができます。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

【日野市ホームページ】

<https://www.city.hino.lg.jp/publiccomment/1025962.html>

【ページ ID】

1025962

(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。なお、市政図書室を除く市内各図書館については月曜日が休館日のため、4月2日(火)より閲覧が可能となります。

※配布は行っておりません。

- ・環境政策課
- ・七生支所
- ・豊田駅連絡所
- ・市政図書室
- ・市内各図書館

7. 注意事項

- (1) 意見は日本語で記載してください。
- (2) ご提出いただいた意見については、氏名(団体名)、住所、電話番号等個人情報
を除き、公開する可能性があります。
- (3) 下記のいずれかに該当するものについては無効となります。
 - ① 募集期間内に到達しなかったもの。
 - ② 住所や氏名など、意見記載事項が記載されていないもの。
 - ③ 「日野市路上喫煙禁止条例」(素案)に関係のないもの。
 - ④ 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの。
 - ⑤ 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの。
 - ⑥ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの。
 - ⑦ 公序良俗に反するもの。
 - ⑧ 営業活動等営利目的のもの。
- (4) ご提出いただいた意見に対する回答は、日野市ホームページにて掲載します。個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。また、同様の意見については集約をさせていただく場合があります。

8. 問合せ先

日野市 環境共生部 環境政策課 TEL:042-514-8298